

評価者	都市整備部長	樋田 浩一
-----	--------	-------

◎ 評価対象分野・施策の方針・目標とすべきまちの姿

総合計画上の位置付け	分野	下水道・河川	施策の方針	下水道の整備・管理
目標とすべきまちの姿	公共下水道事業計画区域内の整備はほぼ完了しています。 整備された下水道の維持管理として、効率的かつ効果的な施設の改築・更新を進めています。また、災害時にも下水道処理が継続できる体制を確保しています。 豪雨等の自然災害が発生した場合でも、浸水の被害はなく、市民は安全な環境で生活しています。			

1 市民意識調査結果

(1) 認知度(回答者全体に占める割合)

取組を知らない・わからないと答えた人の割合	平成30年度(2018年度)	19.0%	平成29年度(2017年度)	19.2%	平成28年度(2016年度)	16.7%
	平成27年度(2015年度)	19.2%				

(2) 妥当性

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.5%	1.8%	0.2%
ちょうどよい	5.6%	54.2%	0.3%
効果不十分	2.6%	2.1%	7.4%

平成30年度(2018年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.8%	0.9%	0.2%
ちょうどよい	5.6%	52.0%	0.5%
効果不十分	3.9%	4.0%	7.0%

平成29年度(2017年度)

施策の方針全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	0.5%	2.3%	0.4%
ちょうどよい	6.4%	55.1%	1.2%
効果不十分	2.3%	3.6%	6.6%

平成28年度(2016年度)

お金の使い方

	使いすぎ	ちょうどよい	足りない
必要以上の効果	1.7%	1.3%	0.1%
ちょうどよい	8.3%	52.5%	0.6%
効果不十分	3.4%	1.6%	5.3%

平成27年度(2015年度)

全体における位置(効果とお金の両方が「ちょうどよい」の割合)

(3) 今後の進め方

	もっと力を入れるべき	現状のままで良い	力を入れなくて良い	無回答
平成30年度(2018年度)	17.4%	57.4%	1.2%	24.1%
平成29年度(2017年度)	19.7%	54.8%	1.4%	24.1%
平成28年度(2016年度)	17.6%	59.3%	1.4%	21.7%
平成27年度(2015年度)	13.0%	60.7%	1.7%	24.6%

## 2 内部評価

### (1) 平成30年度(2018年度)の目標

- ①地方公営企業の適用に向けて、条例・規則の整備や予算の作成を行う。(都整-02)
- ②下水道使用料の適正化のための業務を行う。下水道使用料や受益者負担金等の適正な賦課・徴収を図る。(都整-26)
- ③未普及家屋等を解消する。また、接続後の宅内排水設備について適切な維持管理の啓発を行う。(都整-27)
- ④緊急輸送路に埋設された污水管から順次スクリーニング調査を実施し、効率的かつ効果的な改築・更新のための調査を実施していく。(都整-30)
- ⑤雨水管渠等の整備工事の実施を図る。(都整-32)
- ⑥持続型下水道幹線再整備事業については、七里ガ浜浄化センター用地における新ポンプ場の検討を行い、新ポンプ場の位置を決定し都市計画決定に必要な図書作成を行う。また、平成29年度から平成30年度に繰越した管渠の基本設計に必要な測量等調査を実施する。(都整-33)
- ⑦山崎浄化センター汚泥処理設備の改築更新工事を令和元年度(2019年度)までの予定で計画的に進める。(都整-50)

### (2) 目標とすべきまちの姿と平成30年度(2018年度)の目標との関連性

- ①地方公営企業の適用は、経営状況をより明確し、下水道事業の健全な運営につながる。(都整-02)
- ②下水道使用料の適正化は、公共下水道の整備及び維持管理を行っていく上で必要不可欠な業務である。下水道使用料や受益者負担金等の適正な賦課・徴収も同様である。(都整-26)
- ③未普及家屋等の解消は、公共水域の水質保全に資するのみならず、下水道使用料の収入確保、ひいては下水道事業の健全な運営につながる。(都整-27)
- ④污水管の改築・更新が進むことで、適切な下水処理の実施が図れ、公共水域の水質保全が図れる。(都整-30)
- ⑤雨水管渠の整備は、豪雨による浸水の被害を減らし、安全な生活環境づくりに寄与する。(都整-32)
- ⑥持続型下水道幹線再整備事業は、海岸線に埋設された幹線管渠を大深度の自然流下管として整備する事業であり、津波の影響を受ける中継ポンプ場の廃止が可能になるなど、地震・津波対策と老朽化対策を併せて行うことができる。(都整-33)
- ⑦施設の改築更新を計画的に進めることは、適正な維持管理で突発故障の防止につながる。(都整-50)

### (3) 事業評価結果一覧表(網掛けは重点事業)

評価対象事業名		決算値(千円)		総事業費(千円)		職員数(人)		法定受託 事務	今後の 方向性	
整理番号	事業名	平成30年 度 (2018年 度)	平成29年 度 (2017年 度)	平成30年 度 (2018年 度)	令和元年 度 (2019年 度)	平成 30年 度 (2018 年度)	令和 元 年 度 (2019 年度)		事業 内容	予算 規模
都整-02	下水道運営事業(特別会計)	117,168	135,577	144,523	154,746	3.5	3.5	無	b	B
都整-07	下水道運営事業(特別会計)	480	515	3,597	5,617	0.4	0.4	無	b	B
都整-08	下水道使用料賦課徴収事業(特別会計)	4	0	3,900	4,043	0.5	0.5	無	b	B
都整-09	管渠維持管理費(特別会計)	222	221	3,339	3,321	0.4	0.4	無	b	B
都整-26	下水道使用料等賦課徴収事業(特別会計)	75,754	101,382	96,314	126,746	2.6	2.6	無	b	B
都整-27	水洗化普及促進等事業(特別会計)	12,288	14,357	54,990	66,032	5.4	5.4	無	b	B
都整-28	管渠維持管理費(特別会計)	168,732	105,760	185,338	125,190	2.1	2.1	無	b	A
都整-29	雨水排水施設維持管理費(特別会計)	18,190	57,372	40,332	100,105	2.8	2.8	無	b	A
都整-30	污水排水施設整備事業(特別会計)	71,419	298,945	114,121	232,258	5.4	5.4	無	b	A
都整-31	調整区域施設整備事業費(特別会計)	31,854	15,679	41,343	15,396	1.2	1.2	無	b	B
都整-32	雨水排水施設整備事業(特別会計)	79,325	67,448	116,490	203,603	4.7	4.7	無	b	A
都整-33	持続型下水道幹線再整備事業(特別会計)	71,856	0	79,764	7,788	1.0	1.0	無	b	A
都整-44	作業センター事業(特別会計)	11,486	10,335	53,111	64,707	5.5	6.5	無	b	B
都整-46	管渠維持管理費(特別会計)	61,708	99,961	73,180	95,848	1.5	1.5	無	b	B
都整-47	雨水排水施設維持管理費(特別会計)	3,186	3,196	7,010	30,011	0.5	0.5	無	b	B
都整-48	七里ガ浜浄化センター維持管理費(特別会計)	420,248	431,054	435,544	483,222	2.0	2.0	無	b	B
都整-49	山崎浄化センター維持管理費(特別会計)	567,814	587,171	606,054	766,942	5.0	5.0	無	b	B
都整-50	終末処理場施設整備事業(特別会計)	384,140	1,014,690	403,260	279,410	2.5	2	無	b	B

#### (4) 主な実施内容

##### 【主な実施内容】

- ①平成30年12月議会において鎌倉市下水道事業の設置等に関する条例の議決を経て、平成31年4月から、下水道事業に地方公営企業法の一部(財務諸表)の適用を行った。(都整-02)
- ②下水道使用料の適正化の準備作業として他市の下水道使用料等を調査するとともに、鎌倉市下水道事業運営審議会への諮問内容について検討を行った。(都整-26)
- ③未水洗化家屋等の解消のため、臨戸訪問による水洗化普及促進業務を行った。(都整-27)
- ④下水道管の改築工事、老朽化したマンホール蓋の更新工事を行った。(都整-30)
- ⑤雨水管渠等の整備を実施した。(都整-32)
- ⑥持続型下水道幹線再整備事業については、七里ガ浜浄化センター用地における新ポンプ場の検討及び管渠の基本設計に必要な測量等調査を行った。(都整-33)
- ⑦山崎浄化センターの汚泥処理設備の改築工事を委託した(都整-50)

##### 【実施できなかった事業とその理由等】

⑥持続型下水道幹線再整備事業における新ポンプ場の設置には、広い土地が必要であることや、大規模工事となるため建設用地の立地条件により課題等が大きく変動する。平成30年度に検討を実施した七里ガ浜浄化センター用地以外の候補地についても検討し、経済性、施工性等を比較した上で新ポンプ場の位置を決める必要があり、新ポンプ場の位置決定に至らなかったため都市計画決定に必要な図書作成は実施しなかった。(都整-33)

#### (5) 平成30年度(2018年度)の取組の評価

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	<input type="checkbox"/> 適切	<input checked="" type="checkbox"/> 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	<input checked="" type="checkbox"/> 適切	<input type="checkbox"/> 要改善

##### <上記評価の理由、改善を要する点の具体的内容等>

- ・下水道使用料の適正化の準備作業として他市の下水道使用料等を調査するとともに、鎌倉市下水道事業運営審議会への諮問内容について検討を行った。(都整-26)
- ・未普及家屋等の解消のため臨戸訪問等による水洗化普及促進業務を行ったが、職員数の減少により十分な促進が図れなかった。(都整-27)
- ・浸水被害の解消に向け、公共下水道の雨水管渠の整備を進めた。(都備-32)
- ・持続型下水道幹線再整備事業では、新ポンプ場の設置位置について検討したが、位置決定に至らなかったため都市計画決定に必要な図書作成は行わなかった。(都整-33)

#### (6) 評価結果や市民意識調査結果をふまえ、施策の方針等としての、今後の方向性

- ・鎌倉市下水道事業運営審議会の開催準備等、下水道使用料の適正化のための業務を継続する。(都整-26)
- ・未普及家屋等の解消のため、臨戸訪問等による水洗化普及促進業務を継続する。(都整-27)
- ・浸水被害の解消に向け、公共下水道の雨水管渠の整備を進める。(都備-32)
- ・持続型下水道幹線再整備事業については、鎌倉処理区の幹線管渠等の再構築に向け引き続き調査検討を行う。(都整-33)

#### (7) 令和元年度(2019年度)の目標

- ①下水道使用料の適正化に向け、他市の使用料等を調査し、下水道事業運営審議会への諮問を検討するとともに、受益者負担金等の適正な賦課・徴収を図る。(都整-26)
- ②未普及家屋等を解消していく。また、接続後の宅内排水設備について適切な維持管理の啓発を行う。(都整-27)
- ③雨水管渠等の整備工事の実施を図る。(都整-32)
- ④持続型下水道幹線再整備事業については、新たなポンプ場の候補地について引き続き検討を行う。(都整-33)
- ⑤予防保全型の取り組みのひとつである汚水管の管更生を引き続き行う。(都整-30)
- ⑥山崎浄化センター汚泥処理設備の改築更新工事を令和元年度(2019年度)末までの予定で行う。(都整-50)

**(8) 目標とすべきまちの姿と令和元年度(2019年度)の目標との関連性**

①下水道使用料の適正化は、公共下水道の整備及び維持管理を行っていく上で必要不可欠な業務である。下水道使用料や受益者負担金等の適正な賦課・徴収も同様である。(都整-26)

②未普及家屋等の解消は、公共水域の水質保全に資するのみならず、下水道使用料の収入確保、ひいては下水道事業の健全な運営につながる。(都整-27)

③雨水管渠の整備は、豪雨による浸水の被害を減らし、安全な生活環境に寄与する。(都整-32)

④持続型下水道幹線再整備事業は、海岸線に埋設された幹線管渠を大深度の自然流下管として整備する事業であり、津波の影響を受ける中継ポンプ場の廃止が可能になるなど、地震・津波対策と老朽化対策を併せて行うことができる。(都整-33)

⑤経年劣化が著しい汚水管の管更生工事を行うことで、施設の機能低下や施設破損等による道路陥没、侵入水による溢水を未然に防ぐ。(都整-30)

⑥施設の改築更新を計画的に進めることは、適正な維持管理で突発故障の防止につながる。(都整-50)

**3 主な事業における指標(目標ごとに1つ設定)**

整理番号	都整-26	事業名	下水道使用料等賦課徴収事業(特別会計)								
指標の内容	下水道使用料賦課徴収率						単位	%	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	H30(2018)の実績値が減少しているのは、平成31年4月から地方公営企業法の一部適用(財務規程)を実施し、打切決算が行われたため。			
下水道事業における利用負担者に課する固有の収入であるため。	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
	実績値	97.9	98.0	98.1	97.6	82.5					
	達成率	97.9%	98.0%	98.1%	97.6%	82.5%					
整理番号	都整-30	事業名	汚水排水施設整備事業(特別会計)								
指標の内容	管更生延長						単位	m	指標の傾向	↘	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	平成30年度は管更生工事に替え、取付管布設替工事を行った。			
予防保全型の取り組みの手法の一つであるため。	目標値	950.0	1,200.0	700.0	700.0	700.0	700.0				
	実績値	701.0	1,106.0	0.0	749.0	212.0					
	達成率	73.8%	92.2%	0.0%	107.0%	30.3%					
整理番号	都整-32	事業名	雨水排水施設整備事業(特別会計)								
指標の内容	雨水整備率						単位	%	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R01(2019)	浸水被害の解消に雨水整備率の向上が不可欠なため。			
浸水被害の解消に雨水整備率の向上が不可欠なため。	目標値	77.6	77.9	78.0	78.3	78.6	78.9				
	実績値	77.6	77.7	77.8	77.8	77.8					
	達成率	100.0%	99.7%	99.7%	99.4%	99.0%					

参考 前年度外部評価結果への対応

鎌倉市民評価委員会からの指摘

課題

- ・汚水処理施設(旧コミュニティプラント)の雨水貯留施設への転用工事は、施設の耐震性等の検討を行うため、雨水管渠等の整備及び旧コミュニティプラントの雨水貯留施設への転用工事を引き続き着実に検討する必要がある。
- ・豪雨等の自然災害が発生した場合鎌倉市は本当に浸水の被害がでない対応がなされているか。市民は不安を抱えている。
- ・雨水整備率がこの数年変化がない。近年の異常気象を考えると、100%達成に近づけるよう努めてほしい。
- ・①の事業は「目標とすべきまちの姿」とどのような関連性があるのか。

指摘への対応、コメント等

- 現況構造の諸問題(耐震設計による構造等の追加)や、地形上の制約等の課題が多くあるため、平成30年度は実施を見送りました。今後は費用対効果を検証しながら、実施を見極めていきます。
- 雨水整備率は77.8%であり、近年整備率は伸びていないが今後とも整備完了を目指します。併せて、一定規模の開発事業において雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置を進めていきます。
- 下水道事業の健全な運営を行うことで、目標とすべきまちの姿に近づけるものです。



提言

- ・H31年4月から導入される「公営企業会計」による成果や具体的メリットなどについて内容を説明する必要がある。
- ・下水使用料の適正化については、市民の生涯の生活費に関わることであるため、丁寧な対応をお願いしたい。
- ・社会資本総合整備計画の事後専門評価委員会での説明の様に記述して頂きたい。
- ・「目標とすべきまちの姿」の個々の目標が現在どこまで実現されているのか？全て数値化できるものであるため、それを明確にし、公表して頂きたい。
- ・集金が中心であるが、そのお金をどう使って「目標とすべきまちの姿」を実現するのかに重点を置くべき。

提言に対するコメント等

- 平成31年4月から、鎌倉市の下水道事業に地方公営企業法の一部(財務諸表)を適用しました。地方公営企業法の適用により、得られるメリットとしては、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上がありま。これは、民間企業と同様の財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能となります。今後はホームページなどを通じ、市民の皆様へ周知していきます。
- 平成31年度(2019年度)4月1日から公営企業法が適用されたので、これまで以上に収支のバランスの取れた下水道事業経営が求められる中で、下水道使用料の在り方が重要となるが、経済状況等に注視しながら、丁寧な対応に努めていきます。
- 社会資本整備総合計画事後評価委員会での説明は、各事業についてパワーポイントを用いて細かく説明しました。同じ水準での記述は難しいが努力します。
- 全て数値化できるものではないが、整備率等数値化できるものについては、市のホームページ内の統計や社会基盤施設白書により公表しています。
- 管渠維持管理など下水道を安全に安心して使っていただくために必要な事業を優先順位を付けながら実施していきます。



### 質問

・下水道使用料の適正化のためどのような作業をしているのか。現在は使用料が適正でないということか。

・目標⑤にある「旧コミュニティ・プラントの雨水貯留施設への転用工事」は耐震工事を行うことで貯留量の減少や工事費の増額が考えられるため実施を見送ったとある。ではこの部分においての次のステップはどこに記されているのか？

・「整備された下水道の維持管理として、効率的かつ効果的な施設の改築・更新を進めています。」の「効率的かつ効果的」は何をもって判断するのか？

・「災害時にも下水道処理が継続できる体制」の「体制」とはどのようなものか？

・「地方公営企業」とは？また、会計システム(制度)が入ると「目標とすべきまちの姿」の何が変わるのか？

### 質問に対する回答

下水道使用料の適正化の準備作業として、他市の下水道使用料等を調査し、鎌倉市下水道事業運営審議会への諮問内容について検討を進めました。平成18年の鎌倉市下水道事業運営審議会からの答申では、「下水道使用料を経済情勢にも配慮して段階的に改定し、概ね10年以内に汚水資本費50%算入を達成することが望ましい」とされているが、現状では目標を達成していないため、今後も資本費算入率50%を目指した取り組みが必要です。

現況構造の諸問題(耐震設計による構造等の追加)や、地形上の制約等の課題が多くあるため、平成30年度は実施を見送りました。今後は費用対効果を検証しながら、実施を見極めていきます。

下水道の維持管理は管渠の詳細調査を行い、施設の状態や重要度から優先順位を付け計画的な改築・更新を進めています。

⇒ 災害時においても下水道処理が継続できる体制は、地域防災計画を基本的かつ総合的な計画として、市全体の業務継続計画(BCP)、都市整備部災害時対策計画及び同対策マニュアルに基づき組織的に連携した下水道BCPを策定することで確保していきます。これにより、災害時のリソース(特に人員・人材)の制約を受けた状況にあっても最低限の人員確保がなされ、速やかに体制を整えることが可能となり、下水道BCPに基づく点検調査、応急措置等の優先業務を順次実施することで下水道処理の継続が図ります。

公営企業は、地方公共団体が運営する企業であり、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしています。公営企業で地方公営企業法が当然に適用される事業には、水道事業や交通事業がありますが、公共下水道事業は任意適用事業になることから、従前、法非適用事業として実施してきました。このため、鎌倉市の公共下水道事業の財務会計処理は、これまで地方自治法等に基づき、官公庁会計で実施してきましたが、平成31年4月1日から地方公営企業法の一部(財務規定)を適用し、公営企業会計に移行しました。今回の地方公営企業法の適用は、主に経理、会計方法の変更であり、市民の皆様は、これまでどおり下水道をお使いいただけます。これからも「目標とすべきまちの姿」に向け、財政の健全化等に努めてまいります。

## 下水道の整備・管理

### 評価できるところ

- ・地方公営企業の適用に向けて、条例・規則の整備や予算の作成を行う。経営状況をより明確し、下水道事業の健全な運営につながることでよい方向性と考えられる。
- ・未普及家屋等を解消する。また、接続後の宅内排水設備について適切な維持管理の啓発を行う。接続後の宅内排水設備について適切な維持管理の啓発。下水道使用料の収入確保、ひいては下水道事業の健全な運営につながる。
- ・下水道BCPの見直し他、必要な事業であり、自然災害発生時などへの対策も重要であることは認識できる。持続型下水道幹線再整備事業は、海岸線に埋設された幹線管渠を大深度の自然流下管として整備する事業であり、津波の影響を受ける中継ポンプ場の廃止が可能になるなど、地震・津波対策と老朽化対策を併せて行うことができる。
- ・未普及家屋等の解消のため、臨戸訪問等による水洗化普及促進業務を継続。

評価の内訳				委員会の評価
取組	2	0	6	
効果	2	0	-	-

### 課題

- ・下水道使用料の適正化の準備作業として他市の下水道使用料等を調査とあるが適正使用料の決定まで時間がかかっている。

### 提言

- ・下水道BCPの見直しを行うことなどは課題として重要である。都市基盤として必要なインフラ施設としてマネジメント計画を練り、効率的な整備を継続していくべきである。
- ・平成31年4月から導入される「公営企業会計」による成果や具体的メリットなどについて内容を説明する必要がある。
- ・下水道使用料の適正化のための事業を行ったとあるが、適正化とはどういうことか。何を以て適正なのか、市民への理解を示す必要がある。
- ・「今後とも整備完了を目指す」としているが、当該年度の成果が評価可能な指標にしたい。
- ・近年ゲリラ豪雨等での浸水被害の心配があるが、指標の雨水整備率の目標値が100%でないことが疑問。
- ・社会資本整備総合交付金の評価委員会の評価結果についても記載して頂きたい。

### 質問

- ・平成30年度の下水道BCPの見直しの具体的な内容はどのようなものか。
- ・指標「下水道使用料徴収率」は大きな変動がないが、未払い者に対してはどのような対応をとっているのか？
- ・指標「雨水整備率」の設定理由に「浸水被害の解消に雨水整備率の向上が不可欠」とあるが、平成26年度以降目標値・実績値ともに変化がない。その要因は何か？
- ・委員会からの提言に対し「全て数値化できるものではないが、整備率等数値化できるものについては、市のホームページ内の統計や社会基盤施設白書により公表しています」と回答しているが、なぜそれを指標にしないのか？
- ・鎌倉市の下水道使用料は全国平均から見ると高いのか？(具体的な金額はどの程度か)